

平成 24 年 7 月 6 日
(事務連絡)

各 都道府県医務・薬務主管部局 御中

厚生労働省医政局医事課
医政局歯科保健課
医政局看護課
医薬食品局総務課

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行について

外国人が、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師の免許等の申請を行うに当たって必要となる書類については、「医師、歯科医師、保健婦、助産婦及び看護婦の免許等の申請について（昭和 35 年 4 月 14 日付け医発二九三号厚生省医務局長通知）」及び「薬剤師法の施行について（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 45 号厚生省薬務局長通達）」により示してきたところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の施行に伴い、日本の国籍を有しない者が提出する書類に変更が生じた。

これを踏まえ、今後、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）、歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）、薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）、診療放射線技師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 33 号）、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）、理学療法士、作業療法士法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 47 号）、視能訓練士法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 28 号）、臨床工学技士法施行規則（昭和 63 年厚生省令第 19 号）、義肢装具士法施行規則（昭和 63 年厚生省令第 20 号）及び歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）について、免許等の申請を行うに当たり必要となる添付書類を規定するよう取扱いを改めることとしている。

については、当該改正省令が施行されるまでの間、免許等の申請を行うに当たり必要となる添付書類については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上、御留意いただきたい。



記

(1) 免許の申請及び免許証の再交付

外国人が、免許の申請及び免許証の再交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。)を、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者(以下「短期在留者」という。)については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請することとする。

(2) 籍・名簿の訂正及び免許証の書換交付の申請

外国人が、籍・名簿の訂正及び免許証の書き換え交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請することとする。